

本文書は機械翻訳をベースとしていますので、分かりにくい点などあれば事務局までお問い合わせください。

ユネスコ創造都市ネットワーク公募 2025

申請要領

内容

I. 一般情報	1
ユネスコ創造都市ネットワークとは?	1
誰が応募できるのか?	2
選定基準	2
II. アプリケーションの提示に関するガイドライン	6
申請書の作成時において主に考慮する事項	6
申請書の準備	7
申請を構築するための主な手順	7
オンライン申請プラットフォーム	9
申請書の提出 - 必要書類一覧	9
一. 暫定的な2025年募集のスケジュール	11

附属書

一. よくある質問	12
二. アフリカ・アラブ諸国の申請都市に対する協力体制	14
三. オンライン申請プラットフォームの使用方法:ステップバイステップ	16

I. 一般情報

ユネスコ創造都市ネットワークとは?

ユネスコ創造都市ネットワーク（UCCN）は、文化及び創造性を持続可能な都市開発の戦略的手段として活用する世界の都市において、かつ、そのような都市間の国際協力を促進するため、2004年に創設された。

本ネットワークには、地理人口学的、経済的、社会、文化的、環境的に異なる全ての大陸と地域の都市が加盟している。加盟都市は、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、特に、「包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」という目標11に沿って、文化及び創造性を都市開発計画の中核に据え、安全かつ強靭、包摂的で持続可能な未来志向の都市を実現するという共通のミッシ

ョンに向かって一致協力している。

本ネットワークは、恒久的な平和の追求のための国際協力、対話、連帯を促進するというユネスコの広範な使命に沿って、その**ミッションステートメント**に定めた共通の目的のため、資源、経験、知識を共有すること、都市間のパートナーシップを通じて国際レベルで積極的に協力することを確約する都市で構成されている。

アイデアと革新的な実践の場として、ユネスコ創造都市ネットワークは、人を中心とした政策立案並びに場所に根ざしたプロジェクト及び取組を通じて、目に見える形で持続可能な開発目標の達成に貢献する。さらに、本ネットワークは、持続可能な開発における都市の中心的な役割を引き出し、文化分野におけるユネスコの優先分野という文脈の中で、そのプロセスにおける地域的側面の重要性を強調している。

2022年9月に開催し、文化が「世界の公共財」であると再確認した、文化政策と持続可能な開発に係るユネスコ世界会議において採択されたMONDIACULT2022宣言のフォローアップとして、**本ネットワークは、2024年のUCCN年次会議で承認されたブラガマニフェストによって証明されているように、ポスト2030年持続可能な開発アジェンダにおける独立した目標として文化の統合を支援することを確約している。**

誰が申請することができるのか？

申請公募は、ユネスコの加盟国及び準加盟国¹のすべての都市を対象としている。

ユネスコは、特定の地理的または主題的な優先順位を考慮し、公募を制限する権利を有し、かつ、指定都市の最大数を制限する場合がある。**2025年公募**では、1か国から、異なる2つの創造分野において最大2件まで申請し、指定を得ることができる。

さらに、本ネットワークの地理的的代表性を高めるため、本ネットワークへの参加が少ない地域²、特に、アフリカ及びアラブ諸国からの申請を奨励する。今回の公募においては、具体的な協力枠組がこれら2つの地域からの都市に対し、利用可能である（「協力枠組」の詳細については、別紙を参照すること。）

ユネスコ創造都市ネットワークに**2回連続で申請**し、指定を受けなかった都市は、新たに申請する前に**4年間の一時停止期間を設けなければならない**。

選定基準

申請都市は、文化及び創造性の分野における自都市の資産及び**価値**だけでなく、活動計画案の内容、効果及びアウトリーチにも基づき、ユネスコ創造都市として指定**される**。また、申請都市は、本ネットワークの全体的なビジョンと目的に対する潜在的な貢献並びにユネスコの使命及び国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施に対する確約を示すものとする。

1. ユネスコの加盟国及び準加盟国の全リストは、次のウェブサイト参照すること。

<https://en.unesco.org/countries>

2. ユネスコが定義する地域は、アフリカ、アラブ諸国、アジア・太平洋地域、ヨーロッパ・北米地域、ラテンアメリカ・カリブ海地域である。「2022年版ユネスコ・ベーシック・テキスト」(143~145ページ)で詳細を参照すること。[Basic texts, 2022 edition: including texts and amendments adopted by the General Conference at its 41st session \(Paris, 9-24 November 2021\) - UNESCO Digital Library](#)

ユネスコ事務局長は、国連の全体的な立場にも沿った、国連の次に示す要領に従い、内

部の技術的事前審査と外部評価を経て、創造都市の指定を行う責任を有する。

- (i) 8つの創造分野を専門とするユネスコが指定した独立した専門家
- (ii) **それぞれのクリエイティブ分野**の加盟都市：建築、クラフト&フォークアート、デザイン、映画、食文化、文学、メディアアート、音楽

創造都市としての指定は、本ネットワークの目的を実践するために、申請書に記載された戦略及び活動計画案の質、関連性及び実行可能性が認められたことを示すものである。

申請は、本ネットワークが対象とする8つの創造分野のうち、選択した創造分野に最大の焦点を置くものとする。ただし、申請都市には、選択した創造分野以外の創造分野にも取り組み、それらの間の既存または潜在的な相乗効果を強調することを推奨する。

申請都市は、本ネットワークのミッションステートメントに定められたすべての目的を実施することを確約し、かつ、評価過程の指針となる、次の評価基準のすべてに対応しなければならない。

(1) **申請の背後にある動機、主要な開発の機会、対処すべき課題、国際的な発展のビジョン、戦略、施策、本ネットワーク加盟が申請都市にもたらす効果**（申請書のセクション3.2、3.3、及び3.4）

- 地域レベルと国際レベルの双方で本ネットワークの目的達成に貢献するという申請都市による**確約をすること。**
- 「2030アジェンダ」の実施に係る文化及び創造性の役割をさらに強化するための既存の開発戦略及び施策を有していること。
- 申請都市の目的及び優先事項がユネスコ0創造都市ネットワークの目的及び活動分野と一致していること。
- 本ネットワークへの加盟が申請都市の持続可能な開発に中長期的な効果をもたらすことが期待できること。

(2) **申請の準備過程**（申請書のセクション3.5）

- 申請自治体が申請の設計及び準備過程に関与することと本ネットワークへの加盟後に戦略及び活動計画案の実施に直接関与すること。
- 申請都市が支持する共通のプロジェクトにおいて、公的セクター、民間セクター及び市民社会のステークホルダーが**関与すること。**
- 申請の設計及び準備過程において、地域の創造産業関係者（クリエイター、専門機関、文化産業等）が参画すること。

(3) **申請都市が本ネットワークにもたらすであろう、他の都市と比較できる資産**（申請書のセクション4）

- 申請時において、申請都市の社会経済的発展及び都市再生において、文化及び創造性が果たす役割を強化することを目的とした開発戦略または活動及び取組を有していること。
- 申請都市にとって、かつ、申請都市が申請する創造分野の現代の経済的かつ社会的文脈にとって、当該創造分野の歴史的な重要性及び役割を有していること。
- 申請都市の文化創造資産（特に、当該申請分野におけるもの）が本ネットワークの目的達成に貢献しうる可能性を有していること。

- 有識者及び専門家並びに一般大衆を対象とした、地域、全国もしくは国際的なまたはそのすべての規模の見本市、会議、展示及びその他活動を開催する専門性を有していること。
- 当該申請分野において、創造性、芸術教育、専門的研修、能力開発及び研究を推進するために構築されたメカニズムが高品質で、多様性及び効果を有していること。
- 当該申請分野における文化的な活動、財及びサービスの実践、生産、促進及び普及を目的とし、専門家及び一般市民を対象とした、文化的な施設とインフラが存在しているもしくは開発されているまたはその双方であること（当該創造分野の既存の活動中の機関を含む。）。
- 文化的な生活へのより積極的な参加を促すためのプログラム（特に、社会的に不利である、または、弱い立場にある人の集団を対象としたもの）が高品質で、関連性及び効果を有していること。
- 活動計画案の実現のため、市民社会を代表する主要な専門組織及び非政府組織を関与させる能力を有していること。
- 申請都市がその申請分野において展開する国際協力取組が広範囲かつ高品質で、多様性を有していること。
- 活力のある地域の文化創造産業（特に、当該申請分野におけるもの）の創出及び成長を支援する政策及び方策が高品質で、効果及び革新性を有していること。
- 本ネットワークが対象とする8つの分野のうち、当該申請分野及びその他の分野との間で相乗効果を生み出す分野横断的なプロジェクトを地域及び国際レベルで展開した経験を有していること。

(4) **本ネットワークの目的達成への貢献**（申請書セクション11）

- 活動計画案における申請都市の主な文化創造資産を適切かつ効果的に使用すること。
- 地域及び国際レベルでの本ネットワークの目的達成において、活動計画案が関連性、一貫性及び実現可能性を有していること。
- 地域及び国際レベルの双方における本ネットワークの目的達成のための活動計画案の取組が広範囲かつ高品質で、多様性のある革新的なアプローチを有していること。
- グローバル・サウスの都市を関与させ、都市間の協力取組を含んでいること。
- 当該創造分野と他の分野との間で相乗効果を生み出す能力を有していること。
- 資金調達戦略及び予算案が適切性、実現可能性及び持続可能性を有していること。
- 公的セクター、民間セクター及び市民社会のステークホルダーを関与させ、活動計画を運営かつ実施する具体的な体制を確立していること。
- 本ネットワーク及び活動計画案の成果に関して、大衆の幅広い関心を喚起することを目指した広報及び意識向上の計画が高品質で、関連性を有していること。

ユネスコ創造都市に指定された都市は、4年ごとのUCCN報告エクササイズへの参加を約束しなければならない。これにより、ネットワークの目的及びユネスコの任務、優先事項の達成、並びに加盟都市間の情報交換及び優良実践の促進に対して、自都市が関与し、積極的に貢献することが保証される。また、エクササイズを通じて得られた情報は、ユネスコが4年ごとに発表する文化政策に関するグローバルレポート、特にMONDIACULT2022宣言の6つの優先テーマ分野における文化の影響を測定することにも貢献することとなる。これは、ポスト・2030アジェンダにおける文化の完全な統合に向け、組織のエビデンスに基づいた文化のグローバルアドボカシーをさらに支援することとなる。

Ⅱ. 申請のガイドライン

申請書の作成時において主に考慮する事項

本ネットワークへの申請準備にあたって、申請都市に次の要素を慎重に検討することを強く推奨する。

- ・ **参加過程** 自治体が申請書の準備及び策定を主導しなければならず、関連するステークホルダー、公的セクター及び民間セクターのパートナー並びに市民社会が関与する参加型プロセスによるものであるべきである。
- ・ **将来を見据えたアプローチ** 申請都市の文化遺産及び現在の創造資産は、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の持続可能な開発目標に沿って、持続可能な都市開発に貢献する、一貫性のある進歩的な活動計画を構築するための柱とすべきである。本ネットワークの目的は、戦略的アプローチと効果的なプロジェクトを中心に展開される。
- ・ **包摂的かつ持続可能な開発** 本ネットワークは、開発目標を達成する手段として、文化及び創造性を活用する持続可能な都市開発を促進する。これを念頭において活動計画を作成するにあたり、申請都市は、経済、社会及び環境の側面を包含する開発への包括的アプローチを構築し、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を都市レベルで実施することへの確約を示す必要がある。
- ・ **長期的な確約** ユネスコ創造都市としての指定は、ユネスコの価値及び使命、UCCNのミッションステートメント、MONDIACULT2022宣言並びにブラガマニフェストの実施に向けて、継続的かつ積極的に取り組むことに留意すべきである。特に、申請都市は、活動計画の実施、4年ごとのUCCN報告演習による定期的な成果報告、UCCN年次総会への積極的な参加、ユネスコが実施する活動への直接的な参加、並びに自発的な貢献を通じた支援及び貢献を実施することを確約しなければならない。
- ・ **持続可能な活動計画、能力及び資源** 申請書には、指定後に実施することとなる地域及び国際レベルでの具体的なプロジェクト及び取組について定めた4年間の活動計画とともに、都市の戦略案を含めるべきである。活動計画には、優先順位、能力及び資源（財源及び人材の両方）の詳細な指標を伝えるべきである。
- ・ **交流及び協力** 加盟都市間の交流は、本ネットワークの発展、強化及び信頼性にとって重要であり、本ネットワークの礎の1つである。そのため、申請都市は、ユネスコ及び本ネットワークの加盟都市とともに、国内、地域及び国際レベルで活動及び共同事業を展開するための確約及び能力の両方を示さなければならない。

申請書の準備

申請書を構築するための主な手順

申請都市は、自治体内または特定の部署、センターもしくは事業体において申請内容の策定を担当する運営・調整チームを設置すべきである。また、ユネスコとの連絡担当を務めるフォーカルポイント（中心人物）を、できれば自治体内で、指定すべきである。創造都市として指定された場合、同チームは、自治体の代表者とともに、本ネットワークに関連する活動の日常的な運営も担当することができる。

地方公共団体が申請書作成を主導しなければならないが、同時に、特に地域社会を含む、関係するコミュニティ、公的セクター、民間セクター及び自都市の市民社会などの都市全体の幅広いステークホルダーの協議及び支持を反映し、関与させる必要がある。そのため、すべてのステークホルダー（クリエイター、文化創造産業の専門家、大学及び学界、政策立案者、青年団、非政府組織及び団体並びに文化、教育、社会問題、経済開発、都市インフラ、コミュニケーション、企画などの異なる関連する公共機関または部門など）と密接に連携し、申請書を作り上げることが重要である。

関連するステークホルダーを特定した後、申請書の作成を支援する協議グループを設立することを強く推奨する。多様なステークホルダー及びアクターで同協議グループを構成することができる。

さらに、申請プロセスの主な手順を説明した8ページに掲載されているチャートは、ガイドダンスとして使用すること。

また、その間、以下の点に注意すること。

- ・ すべてのアプリケーションは、専用の申請プラットフォームを通じてのみ提出可能。（詳細は9ページ）
- ・ 申請書の作成及び提出には、予想以上に時間がかかることがある。準備段階、運営チーム及び協議グループの構成に十分な時間を割く必要がある。
- ・ 運営チーム及びフォーカルポイントは、まず、「UCCNミッションステートメント」、「申請書」及び現行の「申請要領」を熟読することから始めるべきである。本ネットワーク及びその活動に関する追加情報は、次のウェブサイトから入手できる。
<https://www.unesco.org/en/creative-cities?hub=365>
- ・ 同プロセスへの関与及びオーナーシップを確保するため、地域のステークホルダー及びアクターの積極的な参加を確保し、都市の文化的な資産、経験及び専門知識に関する必要な情報を収集し、都市のビジョン、戦略及び活動計画の主要な方針を策定することである。

推奨される申請準備プロセス

-  1 自治体（市長）が申請書作成を決定する。
-  2 運営・調整チーム及びフォーカルポイントを設置する。
-  3 関連するステークホルダーを市、地域及び国際レベルで特定する。
-  4 各セクターのステークホルダーが参加する協議グループを設置する。
-  5 関連する背景調査を実施し、自都市の創造的資産のマッピングを作成する。
-  6 本ネットワークの目標を地域及び国際レベルで実施する、中期（4年間）戦略及び活動計画を立案する。
-  7 （指定された場合に）本ネットワークの日常的活動を行う運営組織を計画する。
-  8 十分な予算を準備し、資金調達のを機会を模索する。
-  9 市長が申請書を提出する旨の公式書簡を作成する。
-  10 国内専門家団体から正式な支持を得る。
-  11 ユネスコ国内委員会から正式な推薦を得る。
-  12 提出期限までにすべての必要書類を用意し、申請書を提出する。

オンライン申請プラットフォーム

アプリケーションは、専用のオンライン申請プラットフォームを通じてのみ提出することができる。プラットフォームにアクセスするには、[こちら](#)のアクセスリクエストフォームより記入し、**事前登録**する必要がある。

完了すると、提出された書簡の情報が処理される。アクセスリクエストが承認されると、オンライン申請プラットフォームへのリンクが記載された自動メッセージが送信される。リクエストの処理には数日かかる場合がある。それまでの間、申請の準備を容易にするために、簡単に参照できるオンライン申請フォームのPDFバージョンは[こちら](#)から入手できる。

都市の申請書をオンラインプラットフォームに提出する前に、フォーカルポイントは現在のガイドラインとオンライン申請書を注意深く読み、市長による内容の承認を確認し、必要なすべての書類に記入する必要がある。

申請都市は、オンラインの申請フォームに記載されている指示に従い、関連情報を提供すること。提供される情報は、関連性がない限り、異なるセクション間で繰り返し記載されるべきではない。また、申請都市は、各セクションへ概要を提供するべきであり、活動、イニシアチブまたはインフラ設備についての単純なリストを記載することは避けるべきである。提供される情報は、評価者が都市の文化的及び創造的資産、提案された活動計画の実現可能性及び潜在的の可能性を完全に評価できるように、関連し、更新される必要がある。

なお、オンライン申請フォームの各欄には文字数制限が設定されている。すべてのセクションが完全で有効であると見なされるには、すべてに入力する必要がある。申請都市が特定のセクションまたはフィールドに提供すべき関連情報がない場合には、「提供する関連情報はありません」と表示すること。

オンライン申請は、明確で流暢な英語またはフランス語で記入する必要がある。他の言語で提出された申請は考慮されない。申請書を作成するチーム/担当者にとって作業言語に馴染みがない場合には、申請書を母国語で作成し、認定されている翻訳者が翻訳することを勧める。

申請書の提出 - 必要書類一覧

次の添付ファイルも、オンライン申請プラットフォームにアップロードする必要がある。



1. 申請都市の市長が立候補及び自治体の支援を表明する正式な意向表明書。
2. 申請都市の市長によって署名された規定の市長宣言文書。
標準テンプレートは、[こちら](#)からダウンロード可能。
3. 申請都市が所在する国のユネスコ国内委員会が当該立候補を支持する正式な推薦状。
4. 当該クリエイティブ分野で活動中の主要な国内専門家団体である2団体からの正式な推薦状をそれぞれ1通（計2通）⁴。
5. 申請都市の写真3枚（当該創造分野に密接に関連するもの）（JPEG）
6. 3枚の写真それぞれに記入され、署名された「権利譲渡・写真の登録」。
標準テンプレートは[こちら](#)から入手可能。

4. たとえば、文学の創造的な分野に応募する場合、全米作家協会からの推薦状がこの要件を満たす。

→ 各添付ファイルのサイズは、10 MBを超えてはならない。

注： 上記書簡には、形式や正確な形式の要件はない。ただし、簡潔にすることを強く勧める（それぞれ2ページ以内）。これらの書簡は、英語またはフランス語で作成するか、同じ文書に公式翻訳を含める必要がある。



申請は、オンライン申請プラットフォームを通じてのみ提出可能。電子メールで提出された申請書、未完成の申請書、または上記の締め切り後に提出された申請書は、評価の対象にはならない。

提出期限:2025年1月31日午後23時59分(中央ヨーロッパ時間)

ユネスコは、先見の明の欠如や技術的な問題の可能性による提出の遅れについて責任を負わない。期限までに提出することは、申請都市の単独の責任となる。プラットフォームで申請を受信すると、受信確認が申請都市に電子メールで送信される。

Ⅲ. 暫定的な2025年の公募スケジュール

2024年10月31日 (世界都市デー)	公募の開始
2025年1月31日	提出期限 オンライン申請プラットフォームを通じて提出され、2025年1月31日(23:59 中央ヨーロッパ時間)の期限までに完了した申請のみが処理される。
2025年2月中旬	技術的事前審査 ユネスコ事務局による内部技術的事前審査を実施し、申請書の適格性(必要書類、情報及び公式書簡の提出など)を確認する。
2025年4月中旬	外部評価 ユネスコが任命した独立した専門家と、関連する創造分野 ⁵ の加盟都市による並行した評価。
2025年5月中旬	評価プロセスの最終化
適宜連絡	創造都市としての指定の発表 ユネスコ事務局長による指定の発表(ユネスコのウェブサイト並びにそのコミュニケーション・チャンネル及びネットワーク上で確認できる。)

5. この公募では、建築の創造分野で提出さ書簡申請書は、独立した専門家によって評価され、国際建築家連合(UIA)とデザイン分野の創造都市の専門家によって統合さ書簡パネルで評価される。

附属書

I. よくあるご質問

申請方法は？

公募期間中に申請することができる。前述したとおり、申請は、標準書式の申請書を使用し、オンライン申請プラットフォームを通して提出するものとするメールでの応募は対象外となる。ハードコピーのアイテムは受け付けられない。

専用のオンライン申請プラットフォームにアクセスするには？

プラットフォームにアクセスするには、以下リンクのアクセスリクエストフォームに記入し、事前登録する必要がある。

<https://forms.office.com/e/ubU9EVGCjM>

完了すると、提出された情報が処理される。リクエストが承認されると、オンライン申請プラットフォームへのリンクが記載された自動メッセージが申請都市に送信される。リクエストの処理には数日かかる場合があるため、留意すること。

申請書の提出期限はいつか？

UCCNの2025年公募の締め切りは、2025年1月31日 23:59（中央ヨーロッパ時間）です。締め切りを過ぎて提出された申請は考慮されない。

申請書は、何語で提出できるのか？

申請は、英語またはフランス語のいずれかのみである。ただし、フランス語で申請書類を提出した場合、評価プロセスを円滑に進めるため、英語での正式な翻訳を添付することを強く推奨する。

どのような書類を提出する必要があるのか？

必要なすべての書類をオンライン申請プラットフォームにアップロードする必要がある。これらは、本ガイドラインの9ページに記載されている。評価プロセスでは、他の書類は考慮されない。

1か国につき、いくつの都市がユネスコ国内委員会の推薦を受け、申請することができるのか？

2025年公募では、同じ加盟国または準会員から、異なる2つの創造分野において最大2件までの申請を提出することができる。したがって、加盟国または準加盟国のユネスコ国内委員会は、異なる2つの創造分野において最大2件までの申請を推薦することができる。

申請書類には、ユネスコ国内委員会からの正式な推薦状が必要となることに注意すること。

申請の結果発表はいつ、どのように発表されるのか？

指定の発表は、UCCNのウェブサイト並びにその他ユネスコのコミュニケーション・チャンネル及びネットワークを通じて、追って行われる。発表後数日後に、対象となる各申請都市に対して正式な書簡が送付され、結果が通知される。

誰が申請書进行评估するのか？

ユネスコが評価プロセスを調整し、実施する。評価プロセスにおいて、技術的事前審査及び独立した専門家による外部評価が行われ、本ネットワークの加盟都市も同プロセスに関与する。評価者の独立性を守るため、評価者の身元または評価に関する情報は、一切発表されない。

申請都市には、評価プロセスにおいていかなる影響力も行使せず、ロビー活動も行ってはならない。指定に関する最終決定は、独立した専門家及び8つの創造分野において構成された既存の加盟都市による外部助言を受け、協議した後、ユネスコ事務局長に委ねられる。

今回の公募において、建築分野への応用は、どのように評価されるのか？

この公募において、建築分野で提出された申請は、独立した専門家並びに建築家の国際連合(UIA)及びデザイン分野の創造都市の専門家によって統合されたパネルによって評価される。

申請に技術的な問題が発生した場合、誰に連絡すればよいか？

できるだけ早く申請書を作成することを推奨する。ユネスコ事務局は、十分な時間的余裕がある場合にのみ、申請に関する技術的支援を提供することができる（例えば申請ファイルの提出にかかる問題など）。

ただし、申請都市の個々の申請プロセスをフォローアップすることまたは個々のケースに対して具体的な説明もしくは指導を行うことは、ユネスコの責任ではない。

1つの都市が複数の創造分野に申請することは可能か？

申請都市ごとに、クリエイティブ分野を選択する必要がある、提出される申請は主にその特定のクリエイティブ分野に焦点を当てている必要がある。ネットワークが対象とするクリエイティブ分野は、建築、クラフト&フォークアート、デザイン、映画、美食、文学、メディアアート、音楽となっている。

申請都市は、8つのクリエイティブ分野のうち1つしか選択できないことに注意すること。この分野は、申請の中心として考慮されるべきだが、そのようなクリエイティブ分野は、分野を超えた革新的で横断的なアプローチが奨励されているため、他のクリエイティブ分野と相互作用する可能性がある。

申請都市の隣接地域を候補地に関与させることは可能なのか？

申請都市が隣接地域を申請プロセスに関与させ、また、提案する戦略や関連する活動計画に隣接地域の貢献を反映させることは可能である。ただし、申請都市は、申請及び提案する戦略並びに活動計画について主要な責任及び説明責任を負わなければならない。創造都市として指定された場合、当該申請都市のみが指定を受け、本ネットワークの加盟都市となる。

都市の規模は重要か？

現在、本ネットワークへの加盟を申請する都市の住民数に制限はない。ただし、本ネットワークに加入できるのは市のみである。

申請における予算案では、どのような点を考慮すべきか？

申請書に記載する暫定的な予算案に、推奨される最低額または最高額の設定はない。ただし、評価者は、自都市の規模、資源及び志に見合った予算の一貫性、実現可能性並びに実行可能性に基づいて、戦略及び活動計画の質を評価する。

II. アフリカ及びアラブ諸国の申請都市に対する「協力枠組」

文化の多様性を促進し、地理的なアウトリーチを強化するーグローバルな確約

ユネスコ創造都市ネットワークは、都市の交流及び協力の国際的なネットワークであり、すべての大陸の都市の地理的代表性を確保することを目的としている。本ネットワークは、経済、社会、文化及び環境の側面において、創造性が持続可能な開発の戦略的要素であると認識する都市との協力関係及びそのような都市間の協力関係を強化することを目的としている。加盟都市間のパートナーシップの構築、知識及び実践の交換は、本ネットワーク設立の原則と目的の1つである。

本ネットワークの文化的多様性と地理的代表性を向上させるための多大な努力にもかかわらず、グローバル・サウスの加盟都市はいまだに数が少ない。この不均衡は、ユネスコとUCCN加盟都市によって対処すべき主要な課題として認識された。

これを受けて、2017年に導入された「協力枠組」は、ネットワークへの加盟をより支援するため、ユネスコにおける世界の優先事項であるアフリカ地域の申請都市を対象としている。2019年の公募では、アラブ諸国地域の申請都市を技術的に支援するために、協力のメカニズムがさらに拡張された。

この努力を強化するため、2025年の公募において「協力枠組」は、アフリカ・アラブ諸国地域⁶からの申請を奨励すること、特に地域全体のユネスコ地域事務所との協力について強化される⁶。

実際、加盟都市の地理的多様性を確保することは、本ネットワークの持続可能性、アウトリーチ、並びに多様な経済、社会、文化及び環境の側面において持続可能な開発のための創造性の力を実証する能力を保証するために重要である。

また、本ネットワークをグローバル・サウスの都市に広げることは、地域開発と密接に関連することの多い創造性の新たな側面を模索する機会を提供し、加盟都市にとって相互学習の源となりうる。協力枠組の強化は、持続可能で強靱な明日の都市の構築に向けた南北及び南南協力の強化というユネスコの公約にも一致している。

効果的な協力関係の構築ー申請都市と加盟都市をペアリング

グローバル・サウスからの申請都市は、特に技術的な支援及びメンターの機会に関して、特期待の期待とともにネットワークへ取り組む。同様に、加盟都市の中には、本ネットワークへの申請及び積極的な参加を支援するために、グローバル・サウスの都市とより広範かつ体系的な協力に関与する意向を表明している。

ユネスコは、この具体的な「協力枠組」を通じて、アフリカ及びアラブ諸国の申請都市に対し、申請準備だけでなく、最終的に指定された場合の活動計画の実施においても、現在の加盟都市と協力することに関心を表明するよう勧めている。さらに、加盟都市に対しても、「協力枠組」に参加し、都市同士のパートナーシップに関心を表明することを奨励している。

⁶ ユネスコが定める地域は、アフリカ、アラブ諸国、アジア・太平洋地域、ヨーロッパ・北米地域、ラテンアメリカ・カリブ海地域である。「協力枠組」に参加できる加盟国及び準加盟国のリストは、以下を確認すること。<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000380873> (141~143ページ)

- アフリカ・アラブ諸国地域の申請都市は、ユネスコに対し、2024年11月7日23:59(中央ヨーロッパ時間)までに関心表明を行うものとする。
- UCCN事務局は、その後、関連するクリエイティブ分野と調整し、依頼都市とのパートナーシップに関心を寄せる加盟都市(パートナー都市)を探すこととなる。パートナー都市を探すことができた場合、事務局は、2024年11月18日までにペアを組む都市同士の協力関係を開始するため、両都市に連絡する。



同協力枠組は、本ネットワーク内の地理的代表性を改善することを目的としているが、独立した外部専門家及び加盟都市が行うパネル評価に基づく指定の最終決定について予断するものでない。

選出された申請都市は、相手方であるパートナー都市から申請準備のための技術支援を受けることになる。支援は、相互の合意に基づき、技術支援、現地派遣もしくは提携またはそのすべての形で提供される。パートナー都市には、申請都市が指定された場合、活動計画案の円滑な実施を促進し、潜在的な集団活動やプログラムを通じてこの「協力枠組」の範囲及び効果を拡大するため、協力を進めることを推奨する。

III. オンライン申請プラットフォームの使用方法:ステップバイステップ

Step 1:

申請都市を代表して申請プロセスを完了するための責任がある専任の人物を特定する。この役割は、市内のさまざまな利害関係者間の調整とコミュニケーションを促進するため、地方自治体の職員に割り当てることを強く勧める。

Step 2:

事前登録(アクセスリクエストフォーム)に必要な事項を記入すること。

<https://forms.office.com/e/ubU9EVGCjM>

市が指定した人物がこのフォームに記入することは、オンライン申請プラットフォームにアクセスするための要件である。候補都市ごとに1つの関心の表明のみが許可され、その後のオンラインプラットフォームへのアクセスは1回のみ許可されることに注意すること。同じ都市に複数の提出物があると、申請プロセスがブロックされる場合がある。

フォームの言語は、Webページの右上にあるメニューから英語またはフランス語を選択できる。

Step 3:

オンライン申請プラットフォームへアクセス。アクセスリクエストが承認された場合に、オンライン申請プラットフォームへの個別のリンクが記載された自動メッセージが送信される。リクエストの処理には数日かかる場合がある。

→ それまでの間、申請都市は、申請プロセスを開始する前に、オンライン申請フォーム(PDF版は[こちら](#)から入手可能)と現在の申請ガイドラインをよく理解しておくことを強くお勧めする。また、必要な情報や書類を事前にすべて収集し、それらがすべて市長によって承認されていることを確認することをお勧めする。

Step 4:

オンライン申請フォームに記入し、必要なすべての書類をアップロードすること。

→ 自治体の申請書はオンラインプラットフォームのみを使用して提出できるが、申請都市には、情報の統合と市長による承認を容易にするために、中間文書に意見をまとめ、作成することを強くお勧めする。

→ 各ページの右上にある「後で再開」ボタンを使用すると、いつでも入力を保存して、後でセッションを再開できる。名前、パスワード、有効なメールアドレスを入力し、セキュリティの質問に答えると、セッションを再開するための2つ目の個別化されたリンクがメールで届く。名前とパスワードは取り返しがつかないことや、最初からやり直す必要がある可能性があるため、必ず覚えておくこと。この2つ目のリンクは、都市で申請書を完成させて提出できるように、プロセス全体を通して同じものとなる。

Step 5:

2025年1月31日23:59(中央ヨーロッパ時間)までに、オンラインプラットフォームから申請書を提出すること。

→ 都市の申請書が提出されると変更することはできない。確認メールが自動送信される。